

北海道選挙管理委員会告示第30号

北海道選挙執行規程の一部を改正する規程を次のとおり定める。

令和4年7月14日

北海道選挙管理委員会委員長 石塚正寛

北海道選挙執行規程の一部を改正する規程

北海道選挙執行規程（平成12年北海道選挙管理委員会告示第23号）の一部を次のように改正する。

第10条中「第2項」を「第3項」に改める。

第16条の2中「1月26日」を削る。

第24条中「同一市町村の区域内における」の次に「引き続き」を加え、「1の市町村から」を削る。

第30条中「渡島支所、空知支所、オホーツク支所、胆振支所」を「空知支所、胆振支所、渡島支所、オホーツク支所」に改める。

第84条中「第5項」を「第6項」に、「第1項」を「第2項」に改める。

第129条中「写真製版により」を削る。

別記第5号様式（10条関係）その1中「第2項」を「第3項」に改める。

別記第5号様式（10条関係）その2中「第2項」を「第3項」に改める。

別記第43号様式（第91条関係）その1（選挙運動用自動車）備考4中「15,800円」を「16,100円」に改める。

別記第44号様式（第91条関係）その1（選挙運動用ビラ（北海道知事選挙））備考4中「（1）枚数 100,000枚+15,000枚×（北海道内の衆議院小選挙区選出議員の選挙区の数-1）ただし、300,000枚を超える場合には300,000枚」を「（1）枚数 265,000枚」に、「7円51銭」を「7円73銭」に、「375,500円」を「386,500円」に、「5円2銭」を「5円18銭」に改める。

別記第44号様式（第91条関係）その2（選挙運動用ビラ（北海道議会議員選挙））備考4中「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

別記第44号様式（第91条関係）その3（選挙運動用ポスター）備考4中「525円6銭」を「541円31銭」に、「310,500円」を「316,250円」に、「27円50銭」を「28円35銭」に、「573,030円」を「586,905円」改める。

別記第45号様式（第92条関係）その2（選挙運動用ビラ（北海道知事選挙））（別紙）備考1中「7円51銭」を「7円73銭」に、「375,500円」を「386,500円」に、「5円2銭」を「5円18銭」に改める。

別記第45号様式（第92条関係）その3（選挙運動用ビラ（北海道議会議員選挙））（別紙）中「7.51円」を「7.73円」に改める。

別記第45号様式（第92条関係）その4（選挙運動用ポスター）（別紙）備考2中「525円6銭」を「541円31銭」に、「310,500円」を「316,250円」に、「27円50銭」を「28円35銭」に、「573,030円」を「586,905円」に改める。

別記第46号様式（第94条関係）中「㊟」を削る。

別記第50号様式（第101条関係）備考1中「及び受領印」を削る。

別記第62号様式（第116条関係）付記1中「及び受領印」を削る。

別記第64号様式（第117条関係）付記1中「及び受領印」を削る。

別記第72号様式（法第132条の2関係）別紙①中「㊟」並びに「平成」を削り、同様式別紙①に次の事項を加える。

備考

政党その他の政治団体の会計責任者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党その他の政治団体の会計責任者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第72号様式（法第132条の2関係）別紙②中「㊟」並びに「平成」を削り、同様式別紙②に次の事項を加える。

備考

政党その他の政治団体の会計責任者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党その他の政

治団体の会計責任者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。
別記第72号様式（法第132条の2関係）別紙③中「㊤」並びに「平成」を削り、同
様式別紙③に次の事項を加える。

備考

政党その他の政治団体の会計責任者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類
の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及
び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党その他の政
治団体の会計責任者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

附 則

この規定は、令和4年7月14日から施行する。